

※災害等による喪失・毀損した制服再購入費用の加算を申し出る方は、本書を添えて提出してください。（加算申し出のない方は本書の提出不要です）

学 校 名 \_\_\_\_\_（ 制 ） 学 科 \_\_\_\_\_

学 年 等 \_\_\_\_\_ 年 組 番 \_\_\_\_\_ フ リ ガ ナ 生 徒 氏 名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 保護者等氏名 \_\_\_\_\_  
（保護者等） （申請者以外の保護者等）

提出書類に関する問合せ先（TEL）※平日の日中に連絡が取れる番号をご記入ください。

（自宅） \_\_\_\_\_（携帯） \_\_\_\_\_  
ご利用可能時間帯 （平日 : ~ : ） （平日 : ~ : ）

の方で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度制服の購入が必要である場合において、加算分の給付が申請可能です。（生活保護（生業扶助）受給者は給付が重複するため対象外）

①現在の世帯区分について〔次のいずれかにチェック☑してください〕

- ☐ 生活保護（生徒本人に係る生業扶助）は受給していない。→②へ  
☐ 生活保護（生徒本人に係る生業扶助）を受給している。

→生徒本人に係る生業扶助を受給している場合、加算給付は対象外です。質問は以上です。

②本年度の奨学のための給付金の支給状況について〔次のいずれかにチェック☑してください〕

- ☐ 今回初めて申請する・前倒し給付（新入生）のみ受給した→④へ  
☐ 今年度すでに申請済みで、給付決定通知を受けとっている。→③へ  
☐ 今年度すでに申請済みだが、給付決定通知は不認定であった。

→所得状況に変動がなければ対象外となります。ただし、今回の災害等を含め、保護者全員の道府県民税及び市町民税所得割額の合算額が182,500円未満相当に家計が急変するなどの事情があれば学校にお申し出ください。質問は以上です。

③前回申請時（7月1日現在）と基準日現在の世帯の状況について

〔次のいずれかにチェック☑してください〕

- ☐ 前回申請時と今回の基準日現在で世帯状況・所得要件等に変更はない →⑤へ  
☐ 前回申請時から世帯状況・所得要件等に変更がある。→変更内容を下記に記入してください。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

記載内容によって追加書類の提出を学校よりお願いしますのでご協力ください。→記載後は⑤へ  
（④⑤は裏面へ）

**④今回初めて申請する・前倒し給付（新入生）のみ受給済みの方**

- ☐ 制服の再購入に係る誓約書（様式第12号）を添付していますか。
- ☐ お住まいの自治体が発行した罹災証明書を添付していますか。

以上で確認終了です。

この確認票を、提出書類の2番目（確認票の下）に添付し、他の書類に添えて提出してください。

**⑤今年度すでに申請済みで、給付決定通知を受けとっている方**

- ☐ 制服の再購入に係る誓約書（様式第12号）を添付していますか。
- ☐ お住まいの自治体が発行した罹災証明書を添付していますか。
- ☐ （③で変更があると回答された方）

後日学校より変更内容に関する追加書類の提出が求められる場合があることを理解しましたか。

以上で確認終了です。

この確認票を、提出書類の一番上に添付し、提出してください。